

1 月定例教育委員会議事録

- 1 開催日 令和7年1月16日（木）
- 2 会 場 本庁舎 7階 会議室7A
- 3 開 会 午後3時30分
- 4 出席委員 羽田明夫 教育長
増田紀子 委員（職務代理者）
増田徹哉 委員
外山敬三 委員
古谷光子 委員
- 5 会議出席者 増井太郎 教育部長
伊東義直 学校福祉部長
嶋美津子 教育総務課長
寺尾正幸 学校教育課長
小林伸生 教育センター所長
萩原雅顕 学校給食課長
平田泰之 図書課長
荒井健 子ども支援課長
青島庸行 家庭支援課長
岩田千登勢 国際交流課長
下村千鶴子 子ども支援課総務担当主幹
書記 安藤隆行 教育総務課総務担当兼庶務担当主幹
- 6 議 事 別紙のとおり

羽田教育長	【午後 3 時 30 分開会】 皆さん、こんにちは。 本日は、お忙しい中、1 月定例教育委員会に御出席いただき、ありがとうございます。 本日の議事録署名人は「増田徹哉委員」と「外山委員」となりますので、よろしくお願いいたします。 それでは議事に入ります。 本日は、生きがい・交流部の案件がありますので、まず、その他の 1 番、「友好都市モンゴル国ウランバートル市チンゲルテイ区青少年訪問団の来焼について」、国際交流課長から説明をお願いします。
岩田国際交流課長	友好都市チンゲルテイ区 絵画作文コンクール優勝者 青少年訪問が来焼についてです。 焼津市と友好都市でありますモンゴル国ウランバートル市チンゲルテイ区より、青少年訪問団が来焼しています。 訪問団は、チンゲルテイ区が区内の中学生を対象に「日本」をテーマに開催した絵画・作文コンクールでの成績優秀者を含む、資料には 7 人とありますが、1 人増えまして 8 人が来焼しています。 このコンクールは、お互いの国への関心を高めるため、小学生から高校生までの世代を対象に、それぞれで実施しています。 訪問期間は、1 月 15 日から 19 日まで、作文部門で優秀な成績をおさめた中学生 2 人、絵画部門で優秀な成績をおさめた中学生 2 人、引率者 4 人の合計 8 人です。 本日は、大井川東小学校で、授業体験と給食体験を行いました。 明日 17 日は市長を表敬します。以上で報告を終わります。
羽田教育長	説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	なお、国際交流課長につきましては、ここで退席となります。ありがとうございました。 次に、議案として、議第 14 号 「令和 6 年度 焼津市進学・進級時児童生徒教育費支援金支給要綱の制定について」、教育総務課長より説明をお願いします。
嶋教育総務課長	議案の議第 14 号「令和 6 年度焼津市進学・進級時児童生徒教育費支援

	金支給要綱の制定について」説明いたします。資料の 1 ページをお願いします。 提案理由は、物価高騰が続く中で、家計への影響を受ける家庭の経済的負担を軽減するため、就学援助費支給認定を受けた保護者に対し、進学・進級を迎える新年度の準備のための支援金を支給するための要綱を定めるものです。 こちらにつきましては、11 月補正予算における教育委員の皆様への意見聴取で、児童生徒一人当たり 2 万円を支給する予算を計上することに承認をいただいたもので、11 月市議会定例会において、予算措置がされたため、具体的に支給の根拠となる要綱を定めようとするものです。 次のページをお願いします。第 1 条では趣旨を、第 2 条で支給対象者を定めております。 対象者は、就学援助費の支給認定を受けている者としています。但し、生活保護の措置を受けている者については、生活保護制度において、義務教育を受けるのに必要な費用は教育扶助に含まれており、進学・進級時の支援金は収入認定の対象となるため、対象から除いています。対象者は令和 7 年 2 月 1 日時点の認定者としております。第 3 条で、支給金額について、児童生徒一人当たり 2 万円としております。第 4 条では、保護者及び事務処理の負担軽減に配慮し、対象者は支給の申請をしたものとみなすこととしております。 支援金の支給日は、3 月 6 日の予定で準備を進めております。なお、支援金の支給については、市が、児童生徒の就学する学校に支払い、同日に、学校から支給対象者に支給します。 対象者は、小学校 532 人、中学校 352 人、合計 884 人を見込んだ予算となっております。 以上で、議第 14 号「令和 6 年度焼津市進学・進級時児童生徒教育費支援金支給要綱の制定について」の説明とさせていただきます。 ご審議の程よろしく願いいたします。
羽田教育長	説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
外山教育委員	昨年度も同じような事業があったと思いますが、全く同じ事業ということでしょうか。
嶋教育総務課長	内容としては同じ事業ですが、昨年は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予算の中で使わせていただいておりますが、今年度の本事業については、今のところ一般財源で行う予定です。

外山教育委員	もう一点は、第6条の「支援金は…学校長に支給する」とありますが、「教育委員会が必要と認めたときは、教育委員会が直接対象者に支給する。」というのはどういう場面を想定していますか。
嶋教育総務課長	こちらについては、焼津市内の小中学校ではなく、例えば、市外の附属中学校などに通っている生徒もいますので、そういう場合には学校長経由ではなく直接支給をしています。
羽田教育長	その他、御意見・御質問、ありますか。 よろしいでしょうか。 それでは、お諮りします。 議第14号「令和6年度 焼津市進学・進級時児童生徒教育費支援金支給要綱の制定について」、承認することとしてよろしいでしょうか。
教育委員全員	(異議なし)
羽田教育長	ありがとうございました。それでは、承認とさせていただきます。 次に、報告事項に移ります。 報告事項の1番、「掛川市図書館協議会及び掛川市子ども読書活動推進会議視察の受け入れについて」、図書課長より報告をお願いします。
平田図書課長	資料の1ページをお願いします。1月23日(木)午後1時30分から、掛川市中央図書館が本市の事業等の取組状況や施設について視察にまいります。 図書館協議会委員、子ども読書活動推進会議委員ほか、職員を含め14名で焼津図書館へ視察に来館されますので対応いたします。 以上です。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	次に、報告事項の2番、「スーパー読書マスター認定証授与式 ～千冊以上読破した児童・生徒に認定証を授与～ 実施について」、引き続き図

	書課長から報告をお願いします。
平田図書課長	図書課では、平成 27 年度から市内小学生の読書活動推進の一環として、希望する児童に対し、100 冊の読書記録ができる読書手帳「やいっちょ」の配布を焼津・大井川の両図書館で行っています。 昨年 12 月末までに 1,000 冊以上を読破した児童・生徒 9 人を「焼津市スーパー読書マスター」として、教育委員会が認定し、教育長から認定証を授与します。（「やいっちょ」10 冊完了） また、今回は 5,000 冊以上を読破した児童 1 人の努力を称え、「表彰状授与式」も併せて執り行います。 日時は 2 月 8 日（土）、会場は 焼津小泉八雲記念館奥の多目的室です。 なお、今回の認定により「スーパー読書マスター」は合計で 59 人となります。以上です。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
外山教育委員	5,000 冊を読破した方は小学生ですか。
平田図書課長	はい。東益津小学校の 6 年生です。
羽田教育長	次に、報告事項の 3 番、「絵本定期便「やいづっこすくすくブッククラブ」絵本袋贈呈式について」、引き続き図書課長より報告をお願いします。
平田図書課長	資料の 2 ページをお願いします。SDGs に積極的に取り組む「環境のミカタ株式会社」様から、絵本定期便「やいづっこすくすくブッククラブ（愛称：やいすく）」の取組に賛同いただき、貸出用として布製の絵本袋 200 枚を焼津市立図書館へ寄贈いただくことから贈呈式を行います。 贈呈式は、2 月 20 日（木）午後 2 時 45 分から、場所は市役所本庁舎 7 階第 3 委員会室で開催します。 寄贈いただいた絵本袋には「やいちゃん」と「ミカタ君」が仲良く並んだイラストが描かれており、令和 7 年度の絵本定期便からの活用を予定しています。以上です。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	（質疑なし）

羽田教育長	次に、報告事項の4番、「図書館資料で伝える小泉八雲展について」、引き続き図書課長より報告をお願いします。
平田図書課長	資料の3ページをお願いします。大井川図書館では、静岡福祉大学附属図書館と共催、焼津小泉八雲記念館の協力で「図書館資料で伝える小泉八雲」展を開催します。 小泉八雲が海外に伝えた日本各地に伝わる民話、故事を再話した『怪談』や昔話絵本『だんごをなくしたおばあさん』、『ちんちん小袴(こばかま)』などのちりめん本と、戦前・戦後の防災教材として知られる『稲むらの火』他の作品を紹介します。 そのほか、焼津小泉八雲記念館の所蔵品の一部を展示します。 期間は2月6日(土)～3月6日(木)で、休館日は除きます。 また、展示初日には午後1時30分から静岡福祉大学附属図書館図書課長の進藤令子さんによる展示作品の解説と大井川図書館長による紙芝居の読み聞かせが行われます。以上です。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	次に、報告事項の5番、「いじめ問題への対応について」、子ども支援課長より報告をお願いします。
荒井子ども支援課長	資料の4ページをお願いします。 まず、小学校の状況であります。12月の新たな「いじめ」の認知件数は13件でありました。昨年度とほぼ同じでした。いやなことや悪口を言う。いらいらして些細なことから喧嘩になる。何度もからかうなど、いずれも学校で適切に指導し、見守りを続けております。 次に、5ページをお願いします。 中学校の新たな「いじめ」の認知件数は11件でありました。昨年度よりも増加しております。 悪口を言う。何度も嫌がることをする。個人のやりとりをネットに挙げる、などがありました。こちら、学校で適切な指導をして、解消に向けて取り組んでおります。 今年も、些細ないじめも見逃さないように、認知件数も多く、解消件数も多くなるよう各学校と連携して取り組んでまいります。

羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	次に、報告事項の6番、「最近の小中学校の状況について」、引き続き、子ども支援課長から報告をお願いします。
荒井子ども支援課長	資料の6ページをお願いします。 「12月の生徒指導関係」であります。まず、不登校については、小学生は154人で昨年度よりも2人増えています。中学生は261人で、こちらも昨年度よりも55人増えております。中学校では、令和5年度年間の不登校生徒数よりも10人多い状況となっております。今年度学校福祉部では、どこからも支援を受けていない不登校児童生徒ゼロを目指しています。12月の不登校児童生徒の内、支援を受けていない割合は、小学校で19.5%、中学校で18.7%でした。11月と比べて支援を受けていない割合が、小学校は少し減少、中学校は少し増加しました。先日の校長会でも改めて、各校で不登校児童生徒の確認をし、関係機関につなぐように依頼をしたところです。今後も、早めにSSWや子ども支援課等に連絡することを働きかけていきます。支援を受けていない不登校児童生徒ゼロを目指し、学校と連携して取り組んでいきます。 なお、2か月ごとの欠席率で見ると、研究指定校の東益津小では、長期欠席相当の45%以上欠席している児童が4月から増えていません。焼津東小も他校に比べて増加率が低くなっています。中学の研究指定校では、東益津中が長期欠席相当である生徒の増加率が最も低く、焼津中では不登校率が市内の中学で最も低くなっています。 次に問題行動であります。小学校は32件、中学校は39件でした。どちらも昨年度より増加していますが、先月と比べると、小学校・中学校ともに減少しています。小学校では、暴言を浴びせたり、些細なことから喧嘩になったりする生徒間暴力が多く見られました。また、いやなことを言ったり、しつこくからかったりするその他粗暴も多く見られました。 中学校では、嫌がることをしたり、悪口を言ったりするその他粗暴が最も多く、個人間のやりとりをネットにあげたり、端末に卑猥な言葉を書いたりするネットトラブルも見られました。1月も不登校や問題行動に丁寧に対応していきたいと考えています。 次に交通事故については、小学生で2件ありました。 1件は、休日に左右の確認をせずに道路に出て自動車と接触した事故で

	す。もう一件は、下校後に徒歩で信号機のない横断歩道を渡ったところ、自動車と接触した事故になります。飛び出しには十分注意するよう各学校での指導を呼び掛けていきます。 最後に不審者についてであります。12月には2件ありました。中学生が携帯で撮影されたものと小学生が声をかけられたものです。どちらも、警察に連絡し、巡回パトロールなどをしてもらっています。各校でも、注意喚起を行ってまいります。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
増田紀子教育委員	不登校児童生徒についても心配ですが、いじめについては、減少しており、少し落ち着いているのかなと思います。問題行動についても不登校の人数に比べるとそんなに件数は多くないと思いますが、やはり、生徒間暴力、授業放棄、粗暴行為というものがずっと続いているというのは、家庭の問題もあるかもしれませんが、何らかのストレスがあったり、居場所がなかったり、学校の中で活躍できないといったいろいろな要因があるかと思います。これから年度末に向けて、新しい学年になっていきますが、どの子にも希望をもって新しい学年になっていただきたいと思いますので、学校でも児童生徒に声をかけていただき、この時期は特に大切に過ごしていただきたいと思います。
外山教育委員	昨日の総合教育会議で、心の教室のお話がありましたが、保健室と心の教室というのは別なものという認識でよろしいでしょうか。
荒井子ども支援課長	以前は、保健室登校と言われたりして、保健室の養護教諭が対応していましたが、不登校児童生徒の増加に伴い、国でも校内教育支援センターということで、学校には来れるが教室に行けない子を別室で指導するような体制を整えるよう指導がありました。 本市では、以前から言う心の教室相談員を校内教育支援センターの担当としてお願いし、今現在、学校には来れるが教室には入りにくい子は、保健室とは別で、各校それぞれ何人かその部屋で過ごすような体制をとっています。
外山教育委員	そのお話の中では、4時間勤務の支援員がいる学校と6時間勤務の支援員がいる学校があり、6時間勤務の支援員がいる学校は午後も対応できるため、子どもにとっても安心して過ごせる環境になっているとのことでしたが、養護教諭というのは、各学校にいますか。

荒井子ども支援 課長	はい。
外山教育委員	養護教諭が、不登校児童生徒の対応をするということでしょうか。
荒井子ども支援 課長	もちろん、一緒に対応していますが、不登校児童生徒の対応だけに追われてしまうと養護教諭も体調の悪い児童生徒への対応など、本来業務ができなくなってしまうため、不登校の対応を中心的に行っているのは心の教室であり、それをサポートするのが養護教諭というかたちで行っています。
外山教育委員	午後に支援員がいなくなった時、養護教諭が不登校児童生徒を見ることはできますか。
荒井子ども支援 課長	各学校によって取り組み方はそれぞれだと思いますが、学校によっては教員が当番制で順番に見たり、養護教諭が見ている学校もしっかり確認をとっているわけではありませんが、あるかもしれないです。
外山教育委員	4時間勤務と6時間勤務の差で、不登校児童生徒への対応に大きく差が出るようであれば、例えば予算を増額することも必要かと思いますが、そこは一般財源ですか。
荒井子ども支援 課長	予算は要求していますが、なかなか厳しい状況です。しかし、今後も予算は要求していきたいと考えています。
外山教育委員	不登校児童生徒への各学校の対応については、今後も、詳しく教えていただきたいと思います。
荒井子ども支援 課長	今後も、各学校の取組方に関する情報を集めていきたいと思います。
羽田教育長	具体的に不登校児童生徒が慕っている先生がいたり、養護教諭に慕っていて、まずは、保健室に来るようになり、そこから心の教室へ行く子もいたり、学校やその子の状況によって変わるというのはあると思います。 例えば、教員の中にも生徒指導加配というのがあり、生徒指導が大変な学校に、県から教員を1人配置してくれるということがあります。 そういった教員が配置されている学校は、例えば、午後に支援員がいな

	くなった場合、午後の対応をしてくれるといったことができます。
古谷教育委員	今回の問題行動の中に自傷行為があります。やはり、自傷行為をするというのは、精神的に追い詰められていたり、家庭的に問題があったりするのではないかと思います。自傷行為の痕跡といいますか何処かに傷があるというのを誰が見つけてくれているのですか。
荒井子ども支援課長	それぞれの児童生徒によって様々ですが、自分からその傷を見せてくる子もいますし、以前、自傷行為をした子に対して、最近そのような行為をやっていないか確認したりして、実はやってしまったということを確認したり、学校で調子が悪くなったため事情を聞いたらやってしまったというような様々な方法で早期に発見するよう心がけています。
古谷教育委員	わかりました。自傷行為をする子どもが、学校に行けないというより、逆に声をかけて欲しいから学校に行っている子どもの方が多いのですか。
荒井子ども支援課長	不登校で自傷行為をしている子の場合は、なかなか発見しにくいというのが正直なところです。学校に来ているからこそ保護者に連絡をするなどして対応できていますが、学校に来ていない子ですと、電話等で連絡を取ったりしていますが、自傷行為までは確認しにくいところがあります。
古谷教育委員	わかりました。その他、問題行動の中に生徒間暴力というのがあります。加害者がいて、被害者がいますが、被害者がこれによって不登校につながるといった事例はありますか。
荒井子ども支援課長	そういった事例もありますし、今の生徒間暴力は、喧嘩をすると加害者と被害者でどちらも件数にカウントされるため、必ずしも一方的ないじめが原因で不登校になっているというのが件数的に多いとは考えていません。
羽田教育長	喧嘩についても、いじめにカウントされています。これは、2件でカウントされます。嫌な思いをしたらいじめということです。従って、昔のいじめとは全く定義が違って、嫌な思いをした子がいたら1件でカウントされます。これは、喧嘩をしてお互いに嫌な思いをすることになるので2件としてカウントするよう法律でも定められているため、学校はそうのように理解し報告をしています。よって、件数もどんどん増えており、いじめ防止対策推進法に対して、批判的な大学の先生等もいます。

増田徹哉教育委員	中学生の不登校について、これは聞いた話ですが、通信制の高校がかなり増えてきて、焼津市内にも増えていると思いますが、こういった高校のチラシも中学校に配られているそうです。 通信制の高校は、試験がなく面接のみで12月中に面接があり、そこで合否が決まるため、その子は、その時点で高校の合格が決まっているので、それ以降は学校に来ないという選択をする子がいるそうです。不登校の生徒にとっては、通信制の高校は、今後もチャレンジする場となり、良いことであると思いますが、一方、これから受験があり普通高校等を希望している生徒にマイナスの面を持たれてしまう恐れがありますので、学校では、仲間と一緒に勉強したり遊んだりするのが良いことであるということを伝えていって欲しいと思います。
荒井子ども支援課長	確かに焼津市内でも通信制の学校ができていることは聞いています。子ども支援課でも、そういった学校を紹介する場を設けて、不登校児童生徒の参考になるようにしているところですが、もちろん、きちんと高校に希望をもって進学してもらえよう各学校でも進路指導を進めてもらえるように働きかけていきたいと思います。
羽田教育長	集団生活を過ごすということが学びになってくると私も思います。 少し戻りますが、自傷行為については、病院につなげていますか。 自傷行為をする子には、ささいではあってもできるだけ解決できるよう進めることは大事なことでと思います。
荒井子ども支援課長	各学校とも、基本的には医療機関を勧めていこうと校長会でも言っています。しかし、拒否する保護者もあり、つながったケースばかりではありませんが、働きかけは今後も行っていきたいと思います。
羽田教育長	その他、御意見・御質問、ありますか。 よろしいでしょうか。 次に、学校教育課長から報告をお願いします。
寺尾学校教育課長	資料の7ページをお願いします。 まず、「1 インフルエンザ等による学級閉鎖の状況」です。報道等でも今年は、インフルエンザがこれまでにないほど広がっているということを耳にしていますが、焼津市でも、今週に入ってから急に小学校で9学級の学級閉鎖の報告がありました。このうち、2つの学校では、小学校1年生が学年閉鎖ということでした。また、感染予防についても学校に働きか

	けていきたいと思います。 次に、「2 令和6年度 焼津市教育論文の応募状況について」です。 毎年、焼津市内の幼稚園、保育所、小中学校に勤務している教職員の研究活動をまとめた論文を募集しているところであります。 本年度は、資料に記載のとおり計28点の応募がありました。昨年度は、20代、30代の応募が多かったのですが、今年は、各年代から幅広い年齢層で応募がありました。また、50代後半の方の応募もあったということで、皆さんが積極的に取り組んでいただいていると思います。 研究テーマは多岐にわたりますが、テーマを見ますと、「主体的」、「自ら」の言葉が多く見られました。焼津市で進めている方向性を見て、各先生方が研究を進めているんだなと強く感じたところであります。 次に、「3 令和6年度「心灯賞」について」です。 「心灯賞」とは、市内の幼稚園、保育所、小中学校に勤務している教職員のうち、原則として30年以上教育機関等において勤務実績があり（ただし幼稚園、保育所は勤務実績でなく30歳以上）、定年退職の年齢を上限とし、かつ人格的にも優れている教職員で、資料の（1）から（6）に挙げられているものに該当する方に授与するものであります。 本年度、学校からの推薦は6名（昨年度は5名）でした。内2名は、昨年度も候補者として挙げられている方でした。 これにつきましては、審査委員会を開きまして、来月の定例教育委員会で、審査で選ばれた方の報告をさせていただきたいと思います。 報告は、以上です。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	（質疑なし）
羽田教育長	以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。 全体を通しまして、何かありましたらお願いします。
増井教育部長	前回の教育委員会で、古谷委員から給食が止まっていて、おにぎりを持っている子がいるというお話がありました。私たちもその状況がわからなかったため確認をさせていただきました。その状況を報告させていただきます。 古谷委員には、焼津西小学校と港中学校に訪問していただいております。両校に確認をさせていただきましたが、焼津西小学校では、そのような事例はなく、実際にそういった児童はいないということです。また、港

羽田教育長	中もそのような話をしたという記憶はないようでしたが、もしかしたら、不登校の生徒が多いというお話をさせていただいた時に、不登校の生徒で保護者から給食を止めるように学校へ依頼があった場合には、その生徒の給食を止めるため、その生徒が学校へ来た場合に給食がないため、お弁当を持ってくるということも考えられるというお話をしたかもしれないということでした。 学校の対応としては、不登校児童生徒の保護者から給食を止めるように依頼があった場合には、確かに給食を止めることもあるとのことでした。 但し、給食を止めている児童生徒が、学校に来ることができた時に、港中学校の校長先生のお話にあったようにお弁当を持ってくることも考えられますし、学校の方に休んだ児童生徒の給食の余りがあれば、その予備食で対応することも考えられるということです。いずれにしても、児童生徒の保護者の願いに寄り添いながら対応していきたいとのことでした。報告は以上です。 報告が終わりました。 その他、よろしいでしょうか。 それでは、次回の開催予定であります。次回は、2月13日（木）午後2時30分から、場所は、本庁舎7階 会議室7Aで行います。 以上をもちまして、1月定例教育委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。 【午後4時15分閉会】
-------	---